

別表第7（第3条関係）

路外駐車場（建築物以外）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 路外駐車場	<p>(1) 路外駐車場（駐車場法第2条第2号に掲げる路外駐車場をいう。）で、同法第12条の規定により届出を要するものには、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための路外駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されている旨の表示をすること。</p> <p>ウ (3)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）を設けること。</p> <p>(4) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(イ) 区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、</p>

又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては1.2メートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
  - (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
  - (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が1.5メートル以上の踊場を設けること。
  - (エ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (5) (1)に規定する路外駐車場以外の路外駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めるとともに、(1)から(4)に掲げる基準に適合するよう努めること。